

2026年8月分の入院費から高額療養費制度の自己負担上限額が変更になります

令和8年8月1日より、高額療養費制度における自己負担額（1か月当たりの上限額）が変更となります。これは、厚生労働省による制度の見直しに基づくものであり全国すべての医療機関に共通する変更ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

所得区分			～2026年7月	2026年8月～	
70歳未満	70歳以上	年収目安	月額上限 *1 (多数回該当) *2	月額上限 *1 (多数回該当) *2	年間上限
ア	現役Ⅲ	約1160万円～ (月収：83万円～)	252,600円 +(総医療費-842,000円) ×1% (多数回該当の場合：140,100円)	270,300円 +(総医療費-901,000円) ×1% (多数回該当の場合：140,100円)	1,680,000円
イ	現役Ⅱ	約770万円～約1160万円 (月収：53万円～79万円)	167,400円 +(総医療費-558,000円) ×1% (多数回該当の場合：93,000円)	179,100円 +(総医療費-597,000円) ×1% (多数回該当の場合：93,000円)	1,110,000円
ウ	現役Ⅰ	約370万円～約770万円 (月収：28万円～50万円)	80,100円 +(総医療費-267,000円) ×1% (多数回該当の場合：44,000円)	85,800円 +(総医療費-286,000円) ×1% (多数回該当の場合：44,400円)	530,000円
エ	一般	～370万円 (月収：～26万円)	57,600円 (多数回該当の場合：44,000円)	61,500円 (多数回該当の場合：44,000円)	530,000円
オ	-	住民税非課税世帯 (70歳未満)	35,400円 (多数回該当の場合：24,600円)	36,900円 (多数回該当の場合：24,600円)	290,000円
-	低Ⅱ	住民税非課税世帯 (70歳以上)	24,600円	25,700円 (多数回該当の場合：24,600円)	290,000円
-	低Ⅰ	一定所得以下 (70歳以上)	15,000円	15,700円	180,000円

*1：月額上限とは下記請求書様式の①に該当する部分（金額）のことです。

例のような月額上限額が57,600円の入院患者さんは、8月の入院費より負担額が61,500円になります。

*2：多数回該当：直近12カ月に自己負担が上限額に達した月が3回以上あった場合、4回目以降の月の上限額です。

受診科	入・外	領収書No	発行日	費用区分	負担割合	本・家	区分
内科	入院	999999990016	令和08年08月04日	後期(99952018)	10%	本人	
保 険	診療	入院料	医学管理	在宅医療	検査	画像診断	投薬
	点	47,030 点	点	点	点	点	点
	注射	リハビリ	精神療法	処置	手術	麻酔	放射線
	点	25,195 点	点	点	点	点	点
	病理診断	DPC入院料	食事療養	生活療養	その他		
	点	点	円	44,970 円	1,620 点		
保険外 費 用				保 険	保 険 (食事・生活)	保険外負担	
				合計	738,450 円	44,970 円	0 円
				① 負担額	57,600 円	41,050 円	0 円
				請求額 合計		98,650 円	
		(内消費税)	円				